４　学級経営

（１）学級経営について

学級経営について、『学習指導要領解説（平成２９年告示）総則編』ではどのように示されているか確認しましょう。

小・中学校学習指導要領（平成２９年告示）解説　総則編（小：ｐ９６、中：ｐ９５）

１　児童生徒の発達を支える指導の充実

（１）学級経営、児童生徒の発達の支援

(1) 学習や生活の基盤として、教師と児童生徒との信頼関係及び児童生徒相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。また、集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童生徒の多様な実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方により、児童の発達を支援すること。

（小学校のみ）あわせて、小学校の低学年、中学年、高学年の学年の時期の特長を生かした指導の工夫を行うこと。

○　学校は、児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければなりません。児童生徒一人一人は興味や関心などが異なることを前提に、児童生徒が自分の特徴に気付き、よい所を伸ばし、自己肯定感をもちながら日々の学校生活を送ることができるようにすることが重要です。

○　学級は、児童生徒にとって学習や学校生活の基盤であり、学級担任の教師の営みは重要です。

＜学級経営を行う上で重要なこと＞

学級の児童生徒の実態を把握すること＝確かな児童生徒理解

児童生徒の気持ちを理解しようとする学級担任の教師の姿勢は、児童生徒との信頼関係を築く上で極めて重要です。

＜学級担任の役割例＞

- □　学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級目標を設定する。
- □　指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てる。
- □　学級を一人一人の児童生徒にとって存在感を実感できる場としてつくりあげる。
- □　児童生徒に自己存在感や自己決定の場を与え、その時その場で何が正しいのかを判断し、自ら責任をもって行動できる能力を培う。
- □　他の教職員と連携しながら学級経営を進め、開かれた学級経営の実現を目指す。
- □　家庭や地域社会との連携を密にする。　など

上記の内容をしっかりと踏まえて、学級経営を行っていく必要があります。
そのためには、確かな児童生徒理解が基盤となります。

（２）学級経営の内容

学級にかかわるすべての教育活動が学級経営です。
学校の実情や児童生徒の実態等に応じて、必要なことを下記の表を参考に整理してみましょう。１年間の見通しをもつことにつながります。

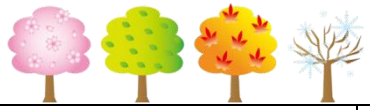

特別支援学級の１年間（例：３学期制）

	学級経営等	年間を通して
４月	○引継ぎ ○始業式までの準備 ○個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成 ○（年間）指導計画の作成 ○時間割の作成	○個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用と評価、及び見直し ○（年間）指導計画の活用と評価、及び見直し ○実態把握(アセスメント) ○授業づくりの充実（教材・教具の作成と活用／学習指導案） ○交流及び共同学習の推進 ○キャリア教育及び進路指導 ○校内の共通理解と協力 ○学級通信の発行 ○学級ＰＴＡ活動の運営 ○保護者との連携・面談 ○生活指導・生徒指導 ○特別支援教育に係る校内委員会 ○就学相談 など
５月		
６月		
７月	○教科用図書の選定 ○学級経営の見直し ○１学期末の評価 ○通知表の作成と記入 ○２学期に向けて	
８月		
９月		
１０月		
１１月		
１２月	○学級経営の見直し ○２学期末の評価 ○通知表の作成と記入 ○３学期に向けて	
１月	〔１月～３月〕 ○次年度の教育課程の編成 ○次年度の個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成 ○（年間）指導計画の作成 ○引継ぎの準備	
２月	○３学期末・年度末の評価 ○通知表の作成と記入	
３月	○学級経営の評価（成果と課題のまとめ） ○指導要録・出席簿の記入と整理	

年度初めにすることは・・

学校行事や学年の活動は・・

夏休み明けの指導は・・

日々の授業実践と見直し、改善を

来年度に向けて・・

実施したことを振り返って、見直しと改善を図り、次につなげていきます。

連携が必要なことは・・

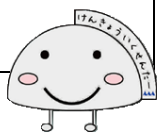

（３）学級事務について

学級経営に関する事務として、次のようなものが考えられます。

学級事務を進めていくに当たっては、**管理職や関係する先生方、保護者等と共通理解や情報の共有を図りながら取り組んでいくことが大切**です。

（学級事務の例）

項　　目	主な内容
個別の教育支援計画	（参照：ｐ４８～５１　個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成と活用）
個別の指導計画	
教育課程の編成	（参照：ｐ５２～５４　教育課程の編成）
年間指導計画	（参照：ｐ６２　年間指導計画作成のポイント）
時間割	（参照：ｐ６０　時間割作成のポイント）
学習記録	学習の達成状況や指導の改善点、学校生活や行事等での様子など、必要に応じて記録しておく。
指導要録	（参照：ｐ８６　指導要録について）
通知表	（参照：ｐ８７　通知表の作成と記入）
出席簿	出欠状況の記入と管理
健康観察簿	健康状態の記入と管理
健康診断票	健康診断等の結果を記入、管理
学級会計	学級費・教材費・卒業積立など、集金等の計画を立てる。 事務担当者や交流学年の主任等と確認しながら進める。
就学奨励費	事務担当者に確認。保護者への連絡等
学級通信	行事予定や家庭への連絡事項、学校生活の様子等を記載、保管
週の日課表	交流学級担任等と連絡調整して作成、保管
教材・教具	教材・教具の購入、保管・管理
備品・消耗品	購入や点検、保管
学級園	栽培等の計画と管理
特別教室の使用	教務主任等と連絡調整しながら、使用計画を立てる。
学年・学級行事	交流学年・学級の行事への参加、特別支援学級の行事の計画と実施 管理職や交流学年の主任等、保護者と共通理解を図りながら進める。
ＰＴＡ活動	管理職や交流学年の主任等、保護者と共通理解を図りながら進める。
校内委員会	特別支援教育コーディネーターと連携 校内教育支援委員会、ケース会議、研修会等の企画・運営・参加
保護者会	保護者への連絡・企画・運営。交流学年の保護者会への参加
幼・小・中連携	児童生徒の共通理解と一貫した指導。切れ目ない支援につなげる。
関係機関との連携	教育委員会、医療機関、福祉関係等、管理職に確認して進める。

様々な学級事務があります。日常的に取り組むことと、予め取り組む時期（期間）が決まっているものがありますから、事前に把握しておく必要があります。不明なことやどうすればいいか迷ったときなどは、関係する先生方に確認しながら進めていきましょう。

今年度を振り返り、時間割や年間指導計画の作成のために、学校全体で共通理解や協力が必要なことなどについてまとめて、全体で確認しておくことが、次年度のスムーズなスタートのために大切になります。

＜時間割作成のポイント例＞

□　児童生徒の学習の様子から、時間割作成に生かせることや、配慮が必要なことを事前に把握して、作成時に活用する。

（例えば）

- 学習に集中できる時間帯がある。
  ⇒午前中の方が集中しやすいので、午前に教科学習、午後に技能教科を設定する。
- 休み時間や給食の時間を時間割に位置付けておくと、それを見て自分で行動できる。
- 「△時間目：○時□□分～○時□□分」を明記しておくと、時間を意識して行動できる。
- １時間目は、特別支援学級で学習した方が１日の見通しをもち安定して過ごせる。
- １週間の終わりの時間に特別支援学級で次週の予定を確認すると、月曜日落ちついて登校できる。
- １日の終わりは特別支援学級で学習した方が、部活動にスムーズに取り組める。
- 休み時間や昼休み後は、特別支援学級で学習した方がスムーズに切り替えられる。
- できるだけ帯状に時間割を組んだ方が、毎日の生活に見通しをもちやすい。
  ⇒１週間を通して１時間目と２時間目に国語と算数、５時間目に交流学習を設定する。

□　特別教室や体育館、グラウンドなどの使用について、教務主任と確認しておく。

□　交流の時間をどこに設定するか、交流学級担任や学年主任と打ち合わせを行う。

□　中学校の場合は、特別支援学級担任が、他学級で教科指導等を行う時間割について調整する。

○　複数の児童生徒が在籍する場合の時間割は？

例えば、次のような方法が考えられます。

- まず、ベースとなる特別支援学級の時間割を作成します。
- それを基に、交流学級などを含めた一人一人の児童生徒の時間割を作成します。

ベースとなる時間割があることで、行事等で日程が変更になった場合でも慌てずに対応できるとともに、児童生徒にとって見通しがもちやすくなります。

○　交流学習を進めるに当たって大切にしたいことは？

交流学級担任や教科担任と日常的に連携し、確認し合う時間を確保しておきます。

- 木曜日に来週の予定などを確認し、金曜日に児童生徒に伝える。
- 朝、教室に行く前に、予定の変更がないか確認し合う。　　など

時間割作成に当たって、自分の学級で配慮することはないか、考えてみましょう。

実際に時間割を考えてみましょう。

児童生徒にとって分かりやすく生活しやすいかどうか、学習に集中して取り組みやすいかを基本に考えてみましょう。

時間割の枠は、児童生徒の実態や学校の実情に応じて工夫しましょう。

	月	火	水	木	金
登　　校					
朝の時間					
１時間目					
２時間目					
中間休み					
３時間目					
４時間目					
給　　食					
清　　掃					
５時間目					
６時間目					
下　　校					

年間指導計画を作成する場合には、一人一人の個別の指導計画との関連を図ることが必要となります。個別の指導計画の教科等の目標を達成するために、どのような単元や題材を、どのように配列したり、関連付けたりしていくか、教科横断的な視点で組織していくことが大切になります。

＜年間指導計画作成のポイント例＞

年間指導計画を作成することで、１年間の学習の見通しをもつことができます。また、児童生徒がどのような学習をしてきたのか、学びの履歴にもなります。そのために、具体的に作成することが大切になります。

□　各教科等の学習活動の見通しをもつために、１年間の流れに沿って単元や題材を配列する。

（例えば）

- 教科の系統性を踏まえて、単元を配列する。
- 学習が発展していくように、単元と単元の関連を図る。
- 学校生活（行事など）と関連付けて配列する。
- 他教科で活用することができるように、教科間の関連を図る。

□　学習活動の概要を示す。

- 単元名だけでなく、ねらいや主な学習内容、学習方法を示す。
- 単元ごとの授業時数を示す。

年間指導計画を作成したら・・

〇個別の指導計画と照らし合わせてみましょう。
　個別の指導計画との関連が図られているか確認します。

〇関係する先生方や教科担任の先生と、見直してみましょう。
　複数の目で見ることで、共通理解を図ることができます。

〇学習指導要領を確認し、指導内容の漏れがないか見直しましょう。

年間指導計画作成に当たって、大切にしたいことや配慮することはないか、考えてみましょう。

実際に年間指導計画を考えてみましょう。

児童生徒にとって学びやすく、必要な資質・能力が身に付く計画になっているかを基本に考えてみましょう。

年間指導計画の枠は、児童生徒の実態や学校の実情に応じて工夫しましょう。

下に示した枠は一部分ですが、１年間を見通して作成してみましょう。また、年間指導計画を基に、個別の指導計画を作成していきます。

１年間の中の１か月を想定して、計画してみましょう。

教科等名を記入します。（ここでは１教科）

月 / 教科等	（　　）月	（　　）月
	○単元名 ○ねらい ○学習内容など ○時数（　　）時間	

実際には、１か月間に複数の単元を設定している場合が多いのではないでしょうか。その場合も、１つ１つの単元について、学習活動の概要を示すことが大切です。

＜○学級□学年　年間指導計画＞

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
国語												
社会												
算数												
理科												
音楽												
図工												
家庭												
体育												
外国語												
道徳												
総合												
特活												

年間指導計画を作成してみましょう。

○年間指導計画がすでに立ててある場合は、それぞれの単元や題材について学習概要が示されているか、見直してみましょう。

○これから、または来年度の年間指導計画を作成する場合は、１つの教科の１か月分について、計画を立ててみることからスタートしてみましょう。

（４）学級経営の進め方

① 学級経営案の作成

学級経営案は、学校や学年の教育目標を踏まえ、児童生徒の障がいの状態及び特性を考慮し、年間を通した学級経営の目標や方針を明確にしたものです。各学校や学年の様式に基づいて作成しますが、児童生徒の実態を丁寧に把握し、本人や保護者の願いを受け、具体的な経営の方針を立てましょう。

＜学級経営案の項目例＞

□　学級目標
- 目指す児童生徒像の具現化を図るために、本人や保護者、担任の願いが生かされるように留意して設定します。
- 日常の学校生活や行事等において、児童生徒が学級目標を常に意識できる工夫（掲示や学級通信など）を図り、目標を実現するために、児童生徒一人一人がどのように考え行動すればよいのかを一緒に考える機会を設定していきます。

□　学級の実態
- 学級の構成や傾向、雰囲気
- 個々の児童生徒の実態

□　学級経営の方針
□　月別・学期別の指導の重点
□　学習指導や生活指導、進路指導に関して
□　健康安全に関して
□　教室環境の整備に関して
□　家庭・地域・関係機関との連携について
□　学級組織（係活動や生活班など）
□　交流及び共同学習について
- 交流学級での授業の様子や委員会活動、クラブ活動、部活動等での活動の様子を把握し、関係する先生方と連携し計画していくことが大切になります。

学級経営案については、学校の方針に沿って作成します。

学級経営を進めるに当たって、大切にしたいこと

学級経営や学習活動を充実させるためには、保護者と合意形成を図って連携していくことが必要です。受容的・共感的な態度で保護者の思いを十分に聴き、受け止め、信頼関係を築くことが大切です。その上で、学校から伝えるべきこと、家庭での協力をお願いしたいことなどを話すようにしたいものです。

連携の図り方（例）
- ○　日常の連絡（連絡帳の活用、登下校の際）
- ○　学級通信の活用、懇談会等の設定
- ○　家庭訪問（定期的又は必要に応じて）

② 児童生徒のよさが生きる学級組織づくり

ア　意欲が生まれる学級組織

学級が集団として動くためには、学級を組織することから始まります。組織とは、集団内における役割分担であり、学級は組織活動によって生き生きとしてきます。

毎日の生活を維持する上での仕事や、集団の生活向上のための活動などを明確にしていくことが大切です。

学級組織の目的
- 集団形成（相互理解・まとまり）
- 能力の育成（自主性・創造性）

学級の一員としての役割
- 役割分担…責任感
- 活　　動…充実感

係活動・班活動・当番活動
① 学級を運営するための活動
（例）掃除当番、給食当番、日直当番
② 学級生活を効率よくするための活動
（例）黒板係、連絡係、配布係
③ 児童会や生徒会などの自治活動への参加

活動を児童生徒と共に振り返り、頑張りを認め自分たちでできることを増やしていきましょう。

イ　異学年への配慮

異学年の児童生徒が在籍する場合には、生活年齢を大切にして、上級生としての行動ができるように、下級生のために活動するような機会を意図して設定していきます。

上級生としての意識を育み、下級生のモデルとなると共に、互いの絆を強めることにもつながります。

ウ　在籍が１名の場合の配慮

在籍が１名の場合は、教師の指導や支援が過度にならないように配慮することも必要になります。児童生徒の生活年齢や実態等を考慮し、本当に必要な指導や支援は何かを吟味してみましょう。

不必要な働きかけによって、児童生徒のやる気の芽を摘んでしまっていないかなど、常に振り返るゆとりをもちたいものです。また、集団の中で学習や生活することを想定して、１対１のかかわりの中で意図して指導すべきことはないか（例えば相手の話を最後まで聞く、分からないときは挙手して質問するなど）、考えてみましょう。

③ 学級経営の評価

児童生徒の活動の様子や変容等に基づいて、学期ごとなどに学級経営について振り返り、評価と見直しを図っていきましょう。

学級経営を評価する際に大切にしたいこと

（例えば　・　・）

- □ 学級目標や経営の方針に基づいて、評価の観点を予め設定しておく。
- □ 日常の実践について、評価の観点に沿って記録しておく。
- □ 記録の際には、どのような手立てや取り組みが有効だったのか、うまくいかなかった要因は何か等を具体的に記入する。

児童生徒が、生き生きと学習したり学校生活を送ったりすることができるように、その基盤となる学級経営に丁寧に取り組んでいきましょう。

（５）授業づくり

① 基本の考え方

特別支援学級においても、通常の学級と同様に、授業を通して児童生徒に「生きる力」を育んでいくことになります。この「生きる力」を具体化し、育成を目指す資質・能力の３つの柱に沿って各教科等の目標や内容を整理したものが学習指導要領になります。ですから、授業づくりにおいては、学習指導要領の目標及び内容をしっかりと踏まえる必要があります。

また、個別の指導計画との関連を図り、一人一人の目標が達成されるように計画的に日々の授業を進めていくことが大切になります。

＜授業づくりのポイント例＞

○実態把握・目標及び指導内容の設定

・単元や題材に関わる実態、学習状況、得意な学び方、配慮が必要なこと、これまでの学習の様子などから、学習指導要領に基づいて、指導目標と指導内容を設定します。

○単元計画の工夫

・児童生徒の活動を予測し、単元全体の指導計画を立てます。

○学習活動の設定

・児童生徒の意欲を喚起する導入や主体的に取り組める展開、学んだことが実感できるまとめや振り返りなど、授業の構成を工夫します。
・考える場面や対話する場面、操作活動を設定したり、生活と関連付けたりして、学習したことが実生活で活用できる力になるように工夫します。
・学習内容に応じて、個別の学習やペア学習、グループ学習などを取り入れます。

○教師の役割

・どんな資質・能力を育てるのかを明確にすれば、必要な指導や支援をどの場面で行うかも、明確になります。ときには、待つことや児童生徒に任せることも大切になります。
・児童生徒にとって、分かりやすい発問や指示を工夫します。できるだけ簡潔に、分かりやすい言葉で伝えましょう。頑張りやできたことを認める声掛けも大切にしましょう。

○教材・教具の工夫

・児童生徒にとって活用しやすいかどうか、目標を達成するために有効かどうかを確かめながら、改善を図っていきます。

【参考】特別支援教育教材ポータルサイト（国立特別支援教育総合研究所）　http://kyozai.nise.go.jp/?page_id=13

○場の設定の工夫

・学習意欲を高め、活動しやすい場の設定を行います。板書やＩＣＴ機器などの視聴覚機器も、必要に応じて活用します。

○学習過程の見取りと評価

・児童生徒がどのように学んだのか、学習の過程をしっかりと見取り、評価につなげます。
・本時または単元を通してどんな力が身に付いたのか、学習状況を評価し記録します。
また、教師の指導はどうであったかについても評価し、次の授業づくりに向けて、改善を図っていきます。
・目標に沿って、観点別学習状況の評価を行います。

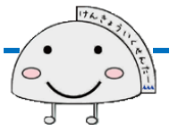

② 学習指導案

授業に先立ち、その授業の目標を達成するために立てる計画書が学習指導案です。特に決まった様式はありませんが、どのように指導するのか、実際の授業を想定し、具体的に記載するようにします。

学習指導案（例）

○○○○○学習指導案

令和○年○月○日（○）○校時　場所○○
学校名　○○○○○○　指導者　○○○○
教科書　○○○○

1　単元名　　教科によっては、題材名・主題名とすることもあります。

2　目　標　　観点別学習状況の評価を考慮して書きます。
(1) 全体目標
(2) 個別目標

3　指導にあたって
(1) 教材観（教材について）
(2) 児童生徒観（児童生徒について）
(3) 指導観（指導について）
＊その他に校内や教科の研究テーマとの関係を書くこともあります。

4　指導計画（単元構成・評価計画も含む）

5　本時の指導
(1) 目　標　　① 全体目標
② 個別目標
(2) 指導過程

区分(時間)	＊学習活動(学習内容)	○発問　★指示	●指導上の留意点 ◎評価 ◇支援等
導　入 （　）			
展　開 （　）			
まとめ （　）			

(3) 評　　価

ここには、基本的な学習指導案を掲載しましたが、学習指導案は、学校の形式に沿って作成しているのではないでしょうか。
作成に当たっては、一人一人の児童生徒の目標、目標を達成するための学習活動、個々に必要な支援などを具体的に記述していくことで、単元や授業の振り返りに活用しやすくなります。

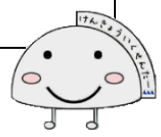

（６）交流及び共同学習の推進

交流及び共同学習について、山形県教育委員会や学習指導要領解説総則編では、次のように示しています。

＜交流及び共同学習の意義＞

我が国は障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指しています。そのためには、障がいのある人と障がいのない人が互いに理解し合うことが不可欠であり、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたち、あるいは、地域社会の人たちとが、ふれ合い、共に活動する機会を設けることが必要です。

共生社会の形成

障がいのある子どもたちにとって
経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間関係を育む機会となります。

障がいのない子どもたちにとって
障がいのある人への理解を深め、他者を尊重する気持ちや思いやりの心を育てる機会となります。

交流及び共同学習は、障がいのある子どもにとって有意義であるばかりではなく、幼稚園、保育所、小・中学校、高等学校等の子どもたちや地域の人たちが、障がいのある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会です。

また、同じ社会に生きる人間にとして、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあります。

「共生社会の実現に向けた交流及び共同学習の推進」より
平成２９年４月　山形県教育庁義務教育課特別支援教育室
https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700027/kouleaf1.pdf

＜学校間相互の連携や交流＞

障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育てるものとすること。

障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童生徒が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるために絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えることができる。

特別支援学級の児童生徒との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の児童生徒の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定することが大切である。

学習指導要領解説総則編　（小学校ｐ１２６～１２７、中学校ｐ１２９～１３０）

上記の内容を踏まえて、次ページのようなことを大切にして交流及び共同学習を進めていきましょう。

＜交流及び交流学習を進める際の配慮例＞

＜児童生徒にとって＞

□　特別支援学級と交流学級の双方の児童生徒に、共に学ぶ目的がある。
□　共に学ぶことによって、達成感や成就感を実感できる。
□　互いに理解し合い、よりよい関係を築くことにつながる。

＜教師の役割＞

□　児童生徒の障がいの状態や発達段階等に応じて、交流する教科等を設定する。
□　双方の児童生徒の教育的ニーズを把握し、交流学習の達成状況を適切に評価するために、交流学級担任と事前の打ち合わせや事後の振り返りを行う。
□　通常の学級の児童生徒に対して、障がいの正しい知識や適切な支援、協力の仕方について理解を促す。
□　特別支援学級の児童生徒に対して、支援や協力の求め方、断り方、自分の気持ちの表現の仕方等について一緒に考えたり事前に練習したりする。また、交流学習後に一緒に振り返りを行い、頑張りを認めるように心がける。
□　交流学習の様子を見取ったり、特別支援学級担任も一緒に参加したりして、よりよい交流学習にするための支援等の改善につなげる。
□　事故の防止に努めるとともに、交流学習が児童生徒の負担過重にならないように配慮する。

＜児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の例＞

□　学校、学年、交流学級の行事に参加する。
□　交流学級で、特定の教科等の授業に参加する。または、興味や関心のもてる特定の単元や題材を選んで学習する。
□　交流学級での朝の会や帰りの会、給食、清掃活動、係活動に一緒に取り組んだり、休み時間等を一緒に過ごしたりする。
□　交流学級の児童生徒や担任が、特別支援学級での学習に参加する。
□　クラブ活動や委員会活動、縦割り班活動などに参加する。
□　地域の小・中学校特別支援学級の交流会や共同学習に参加する。
□　地域の活動（子ども会や育成会の行事など）に参加する。

こんな配慮もときには必要に　・　・

児童生徒の実態によっては、学習内容によって活動の場やグループ編成などが変わると、混乱してしまう場合もあります。交流学級担任と事前に確認し合い、本人に分かりやすく伝える必要があります。

また、交流学級に入るとき、授業が終わって教室を出るとき、互いに温かく声をかけ合えるように普段から配慮しておきたいものです。

＜交流学級担任や教科担任との日常的な連携を大切に＞

児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の力を発揮することができるように、交流学級担任や教科担任との日常的な連携が大切になります。

例えば・・
・登校時、いつものような元気がなかった。どうやら、友だちとトラブルがあったようだ。
・きょうの理科は、天候がいいので外での観察に変更しよう。

児童生徒の状態や予定の変更など、必要な情報を事前にどう連絡し合うか、確認しておく必要があります。

また、次週の予定や交流学習の時間などについて、交流学級担任や教科担任といつ打ち合わせを行うのか、予め日時や場所などを決めておくとスムーズです。例えば、木曜日のうちに来週の予定などを確認しておけば、金曜日には児童生徒にも伝えることができます。

安全面や健康面などで、誰かの応援が必要になったとき、「どこに」または「誰に」、「どうやってＳＯＳを発信するか」についても、学校全体で確認しておくことが必要です。

学校行事や全校集会などで配慮が必要なことについては、学校全体で確認し、対応の仕方など共通理解を図っておくとともに、保護者にも説明し、理解を得ておくことが必要です。

児童生徒の交流及び共同学習を振り返り、配慮することや改善が必要なことなどはないか、考えてみましょう。

【参考】交流及び共同学習「実践事例集」（インクルーシブ教育システム構築支援データベースより）
http://inclusive.nise.go.jp/index.php?page_id=113

（７）キャリア教育の視点に立った進路指導

キャリア教育について、学習指導要領では次のように示しています。

キャリア教育の充実

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。（中学校のみ）その中で、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導を行うこと。

（小学校学習指導要領解説総則編　ｐ１０１～１０２、中学校学習指導要領ｐ９９～１０１）

児童生徒に学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促すキャリア教育の充実を図ることが示されています。

◎ キャリア教育を効果的に展開していくために

（小学校学習指導要領総則編ｐ１０１、中学校学習指導要領総則編ｐ１００）

○　特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組みが重要となります。

○　自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められています。

◎ 特別活動の学級活動の内容「（３）一人一人のキャリア形成と自己実現」の実施に際して留意すること

（小学校学習指導要領総則編ｐ１０１～１０２、中学校学習指導要領総則編ｐ１００）

○　総則において、特別活動が学校教育活動全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うことを位置付けた趣旨を踏まえることが大切であると示されています。キャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや人間としての生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組みを自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすということです。この点に留意して学級活動の指導に当たることが重要です。

○　学級活動の（３）の内容は、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理しました。ここで扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、**一人一人の主体的な意思決定を大切にする活動**です。小学校から高等学校へのつながりを考慮しながら、小学校段階又は中学校段階として学校段階に適切なものを内容として設定しています。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、小学校段階においては夢を持つことや職業調べ、中学校段階においては職場体験活動などの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切です。

小・中・高等学校のつながりを意識して、見通しをもって指導していくことが大切になります。
特別活動の内容を踏まえ、適切に指導を進めていくことが求められています。

◎ 特に中学校の段階の生徒について（中総則ｐ１００～１０１）

○　心身両面にわたる発達が著しく、自己の生き方についての関心が高まる時期。このような発達の段階にある生徒が、自分自身を見つめ、自分と社会との関わりを考え、将来、様々な**生き方や進路を選択**できるよう適切な指導・援助を行う進路指導が必要となります。

生き方や進路の選択とは・・

中学校卒業後の就職や進学について意思決定することがゴールではありません。中学校卒業後も、様々なことを学んだり、職業経験を積んだりしながら、自分自身の生き方や生活をよりよくするため、常に将来設計を描き直したり、目標を段階的に修正して、自己実現に向けて努力していくことができるようにすることが大切です。

◎ 学校の教育活動全体を通じて行うキャリア教育や進路指導を効果的に進めていくために

（小総則ｐ１０２、中総則ｐ１０１）

○　校長のリーダーシップのもと、校内の組織体制を整備し、学年や学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たるなど、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たることが重要です。

○　キャリア教育は、児童生徒に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させ、キャリア発達を促すものであることから、その実施に当たっては、職場見学（小学校）や職場体験活動（中学校）、社会人講話などの機会の確保が不可欠です。幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、ＰＴＡ・青少年団体、企業、ＮＰＯ等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して生徒を育てていくことが求められます。

○　キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響との大きさを考慮し、**個別の教育支援計画を活用し**、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要です。その際、各学校は、保護者が児童生徒の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路をめぐる環境の変化等の現実に即した情報を提供して共通理解を図った上で、将来、児童生徒が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要です。

（特別支援学校学習指導要領総則編ｐ２８２）

ここまで、キャリア教育について学習指導要領に沿って確認してきました。上記のことを受けて、学校として、どのようにキャリア教育に取り組んでいくのか、学校としての方針をしっかりと踏まえることが必要です。

◎　キャリア教育の推進

ア　基本的な方向性

〇特別活動の学級活動・ホームルーム活動を要としつつ、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としてのカウンセリング等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて実施すること。

〇特に日常の教科等の学習指導においてキャリアの視点を大事にし、将来の生活や社会と関連付けながら見通しを持ったり、振り返ったりしながら学ぶ「主体的・対話的で深い学び」を実現すること。

〇社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力である「基礎的・汎用的能力」を育成すること。

〇キャリア教育を実践し、学校生活と社会生活や職業生活を結び、関連付け、将来の夢と学業を結びつけることにより、児童生徒の学習意欲を喚起すること。

イ　学校における具体的な方向性

〇学校における体系的・系統的なキャリア教育実践の促進

〇職場体験活動や（アカデミック）インターンシップなどの職業に関する体験活動の充実

〇学校と地域・社会や産業界等が連携・協働した取組の促進

〇児童生徒が活動を記録し蓄積する教材等（キャリア・パスポート）の活用

◎　「キャリア・パスポート」とは

「キャリア・パスポート」とは、児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育にかかわる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として各教科と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのことです。

その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的にかかわり、児童生徒一人一人の目標修正などの改善を支援し、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければなりません。

◎　キャリア教育の視点に立った進路指導

進路指導は、学校卒業時の進路選択の支援にとどまらず、卒業後に働きがい、生きがいのある生活を送ることができるように、児童生徒一人一人の能力・適正に応じて、自立的に生活する力や働く力を、教育活動全体を通して育てるものです。例えば、身辺処理、体力、人とのかかわり、物事に取り組む意欲や態度、生活に必要なことばや数に関する力など、これらはすべて卒業後のよりよい生活につながっていきます。つまり、小学校の段階から児童生徒の実態やニーズに即した「キャリア教育」の視点に立った人間としての在り方、生き方に結び付く進路指導や支援が必要となります。

児童生徒自身が自己理解を深めながら、職業生活や社会生活に必要とされる知識や技能、態度を身に付け、将来自立と社会参加ができるよう、小・中学校や高等学校、特別支援学校、また関係機関との連携を通して、組織的・継続的な取組みを行っていくことが大切です。高等学校卒業の社会参加の姿をイメージして、小・中学校の早期の段階から、それに関する情報収集を行い、計画的に進路指導を進めましょう。

＜進路指導に当たって＞

□　障がいの状態、発達段階、特性等を十分に把握する。
□　本人の夢や希望を大切にして、そのために必要な現在の目標を具体的に設定する。
□　進路学習、産業現場等における実習、進路相談を通して、将来の自立に向けた意識を高める。
□　進路先を本人が自己選択、自己決定できるように支援する。
□　保護者と連携し、情報提供や情報交換を深める。

＜特別支援学級の担任の役割＞

小・中学校卒業後だけでなく、その先の将来の生活を見通して進めていくことが大切です。

＜小学校担任の役割＞

□　児童の基本的生活習慣、対人関係、通学など、卒業後の生活につながる自立的な生活力を高めていく教育活動を計画して行う。
□　中学校や将来の生活（特別支援学校高等部、高等養護学校、高等学校等）を見据えながら、保護者との話し合いを進め、進路に対する意識を高める。
□　具体的な進路(中学校の特別支援学級を軸に、中学校の通常の学級、特別支援学校の中学部)を検討する。
□　小学校卒業後の就学先の検討について、必要に応じて、学校見学や体験入学の機会を設定する。

＜中学校担任の役割＞

□　中学校卒業後の進路を見据え、保護者と共通理解を図りながら、３年間の計画を立てる。

□　近隣の特別支援学級や特別支援学校、関係機関から集めた情報を「進路に関する学習」や面談などを通して保護者や本人に提供する。

□　特別支援学校の高等部や高等養護学校、高等学校を見学したり体験したりする機会を設定する。

□　「どんな仕事があるか」、「どんなことをしたいのか」など本人が自己決定できるように支援する。

□　具体的な進路（特別支援学校の高等部や専攻科、高等養護学校、高等学校（全日制・定時制・通信制）、専門学校・高等専門学校、職業能力開発校、就職、家事従事）を検討する。

□　特別支援学校高等部や高等養護学校へ進学の場合、入学選考がある。中学校１年の段階から、学校見学や進路等教育相談を受ける必要があるので、保護者と共通理解を図りながら進めていく。不明な点は、各校に問い合わせをして確認する。

□　高校へ進学の場合、その旨を市町村教育委員会へ事前に連絡する。また、受験時や入学後に必要な合理的配慮について保護者及び高等学校と合意形成を図っていく。

□　障がい者雇用枠での就職を希望する場合、療育手帳等が必要となるので、児童相談所や福祉事務所に事前に相談する。また、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク等、関係機関に相談したり情報収集したりする。

□　進学、就職等に向けた書類の作成、受験への準備を行う。

【参考】

○ 高等学校入学者選抜情報（山形県教育庁　高校教育課）
https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700013/h25nyuusennkannkei/

○ 山形県の「障害者就業・生活支援センター」
https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/shogai/shuro/8090004nakapothu.html

（８）情報発信と連携

① 関係者との連携（年間を通して）

○　保護者との連携・面談

保護者や家庭との連携及び協力は、教育の基盤です。その重要性は、特別支援教育においても同様で、学校だけでなく、家庭を含めた生活全体を通した教育が大切になります。

特別支援学級では、障がい等による困難さを抱えているため周囲から受ける影響によって、児童生徒の心身の状態が大きく変わることを考えると、より安定した保護者との信頼関係の絆を結ぶことが必要になります。

現在の児童生徒へのかかわり方だけでなく、児童生徒の学校生活や将来の生活について、様々な願いや悩みを抱える保護者の気持ちを受け止め、必要な支援を行っていきましょう。

また、情報不足から、保護者が不安になる場合も考えられるので、関係機関と連携し、必要な情報を提供できるよう準備しておくことも大切です。ただし、保護者の願いを聞き取るだけだったり、単に学校の指導方針を保護者へ伝えたりすることで終わらないように、十分留意しましょう。

＜家庭と連携する方法や場面の例＞

連絡帳、電話、学級通信、授業参観、授業協力、親子行事、個人面談、家庭訪問　等

＜保護者と面談する際の配慮事項＞

□　**保護者の心情への配慮**

面談に当たって、保護者の気持ちを共感的に理解することが大切です。保護者の話に十分に耳を傾け、保護者の不安を和らげましょう。子供や家庭のために、保護者は精一杯努力をしているという思いをしっかりと受け止めましょう。

□　**保護者の願いの確認**

学校や家庭での生活、学習、進路などについて、保護者の願いや考えを確認しましょう。担任から伝えなければならないこともあると思いますが、面談の中で、保護者の話を伺う時間はしっかり確保する必要があります。「先生から話を聴いてもらえてよかった」と、保護者に実感してもらえることが大切です。

□　**保護者への伝え方**

保護者の話を伺う中で、保護者の捉えている子供像が、学校での様子と大きくかけ離れていると思われる場合も出てくるかもしれません。その場合は、その場での対応を急がず、毎日の保護者とのやり取りの中で、少しずつ児童生徒の様子を丁寧に伝えていきましょう。

家庭での様子を聴いたり、協力をお願いしたりして、保護者と一緒に考える過程を通し、保護者が子供の状況をきちんととらえることができるようにしていきます。

□　**最終的には保護者（本人）の自己決定**

面談に当たって、学校側から一方的に「このようにやってください」と指し示すのではなく、保護者や本人の気持ちを大切にしてどのような方向で物事を進めたいのか、最終的にどうしたいのかなどを確認しましょう。結果的にどのような決定になっても、その後の関係づくりに努め、情報提供や面談をこまめに行います。時間をかけて、保護者自身が気持ちや考えを整理しやすくするような状況づくりに努めましょう。

実際に面談等を進める際には、事前に次のことを確認しておきましょう。

＜面談の際の確認事項＞

□　面談の場所、時間、目的、人数、大まかな流れと役割分担（複数で対応する場合）を事前に話し合って決めておく。急な面談の場合も、管理職に面談を行う旨を伝え、目的・流れなどについて事前に許可を得る。

□　学校で時間を決めて面談をする際は出迎えるように心がける。出迎えが難しい場合は、事前に他の教職員に対応を依頼する。その際、学校として「来校する保護者の思い」に十分配慮する。

□　家庭訪問の際、約束の時間を厳守し、遅れる場合は速やかに事前連絡を行い相手の承諾を得る。訪問時間や目的には十分配慮し、失礼のないようにする。

□　家庭状況や相談の内容（児童生徒・保護者からの依頼があった場合）に事前に目を通して把握しておく。面談の中で安易にプライベートな話題に触れないようにする。

□　学校の代表として面談に臨んでいることを忘れず、言葉遣いや話す内容、身だしなみ、マナーに配慮する。面談内容の守秘義務（管理職への報告は除外）を遵守する。

□　面談内容は速やかに管理職に報告する。

○　校内の共通理解と協力

学校生活の中で、児童生徒が個性を発揮し、健やかに成長・発達するためには、校内において温かく理解され、安心して学習に取り組める教育支援体制の構築と運営が必要です。そのために、管理職が学校全体へ働きかけて特別支援教育を柱とした学校運営を進めていくこと、また、特別支援学級担任から管理職に働きかけて、特別支援学級の教育や児童生徒についての理解を図っていくことが大切になります。

＜校内体制づくりに向けて＞

＜児童生徒の理解＞

□　職員会議での共通理解
- 積極的に特別支援学級の児童生徒に関する情報を伝える。

□　学校や交流学年通信の活用
- 学校や学年通信に記事を載せ、特別支援学級の様子を知らせる。

□　廊下の掲示の工夫
- 特別支援学級の児童生徒の作品等を教室の廊下壁面に提示する。

＜授業・校内研修の充実＞

□　校内授業研究会
- 特別支援学級の授業を参観してもらい、意見や改善点などを出し合う。

□　ＴＴ・ゲストティーチャーの活用
- 校内教職員に授業中の役割をもってもらう。単元設定や教材づくりに関してアイディアや製作の協力を得る。

□　研修内容の伝達
- 研修会情報（通常の学級における特別支援教育など）を伝える。

□　特別支援教育の推進
- 特別支援学級担任は、校内における特別支援教育の体制整備、発達障がいに関する知識や技能などに関する指導や支援の充実についても活動が期待される。また、校内の就学に関する指導の面でも、日頃校内における様々な児童生徒の把握を行う。

＜交流学級との連携＞

□　学年会への参加
- 交流学年の学年会に参加し、必要な打ち合わせや検討を行う。

□　交流学習や学年行事への参加
- 交流学級や学年の先生からも積極的に活動に誘ってもらう。

□　保護者面談の工夫
- 必要に応じて、交流学級担任や学年主任も交えて懇談する。

□　家庭訪問の協力
- 交流学級担任が家庭訪問を行う。（特別支援学級担任と一緒に、又は個別に）

＜交流学習や活動の工夫＞

□　教室の開放

・休み時間に、多くの児童生徒との交流を図る。

□　ミニ発表会

・交流学級の児童生徒を招待し、学習の成果を発表する場を設ける。

＜特別支援教育コーディネーターとの連携＞

□　児童生徒の共通理解

・常に情報を共有し共通理解を図るとともに、指導方法や保護者との連携、卒業後の進路など、迷ったり困ったりしたときは相談する。

・個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成、実施、評価、見直し、改善の取組みを、コーディネーターと共に進めていく。

□　校内委員会や教育支援の取組み

・コーディネーターと協力しながら校内委員会を開催したり、教育支援の取組みを推進したりする。

＊特別支援学級担任が特別支援教育コーディネーターを兼ねている場合は、管理職及び校内委員会等に関係する先生方と相談しながら進めていく。

＜教科担任との連携＞

□　児童生徒の共通理解

・育成を目指す資質・能力や学習の進め方、必要な支援などについて共通理解を図る。

□　日常的な連携

・児童生徒の状態や学習の様子などについて、互いに確認し合う。

・学習を振り返り、達成状況や進度、指導方法などについて共通理解を図る。

校内体制づくりを進めるに当たって、個別の教育支援計画や個別の指導計画を使って児童生徒の理解を図ったり、指導方法を確認したりしましょう。よりよい理解と一貫性のある指導につながるだけでなく、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用にもつながっていきます。

○　関係諸機関との情報共有

様々な関係諸機関と連携する際には、特別支援学級担任だけで進めていくのではなく、管理職及び校内の関係する先生方との共通理解のもと、学校として連携していくことが大切になります。連携が必要な関係諸機関としては次のような機関が考えられます。児童生徒や保護者の願い、学校としての指導方針などをしっかりと踏まえて連携を図っていきます。

医　　療	保健・福祉	労　　働
□主治医 □リハビリ等担当者 など	□市町村の福祉課 □送迎サービス □放課後等デイサービス □学童保育　など	□障害者就業・生活支援センター など

＜関係諸機関と連携する際の配慮点＞

□　何のために・どの関係機関と・どのように連携するのか、学校全体で共通理解を図り、保護者の理解を得た上で進めていく。
□　外部と連絡調整する窓口を一本化する。（教頭先生など）
□　連携して取り組んだことについて、個別の教育支援計画等に記録する。また、その内容を管理職に報告するとともに、保護者と共有する。
□　連携したことが有効であったか、課題等はないか、関係する先生方と見直し、改善につなげる。

児童生徒を支えるため、どのような連携が必要か整理し、見直してみましょう。

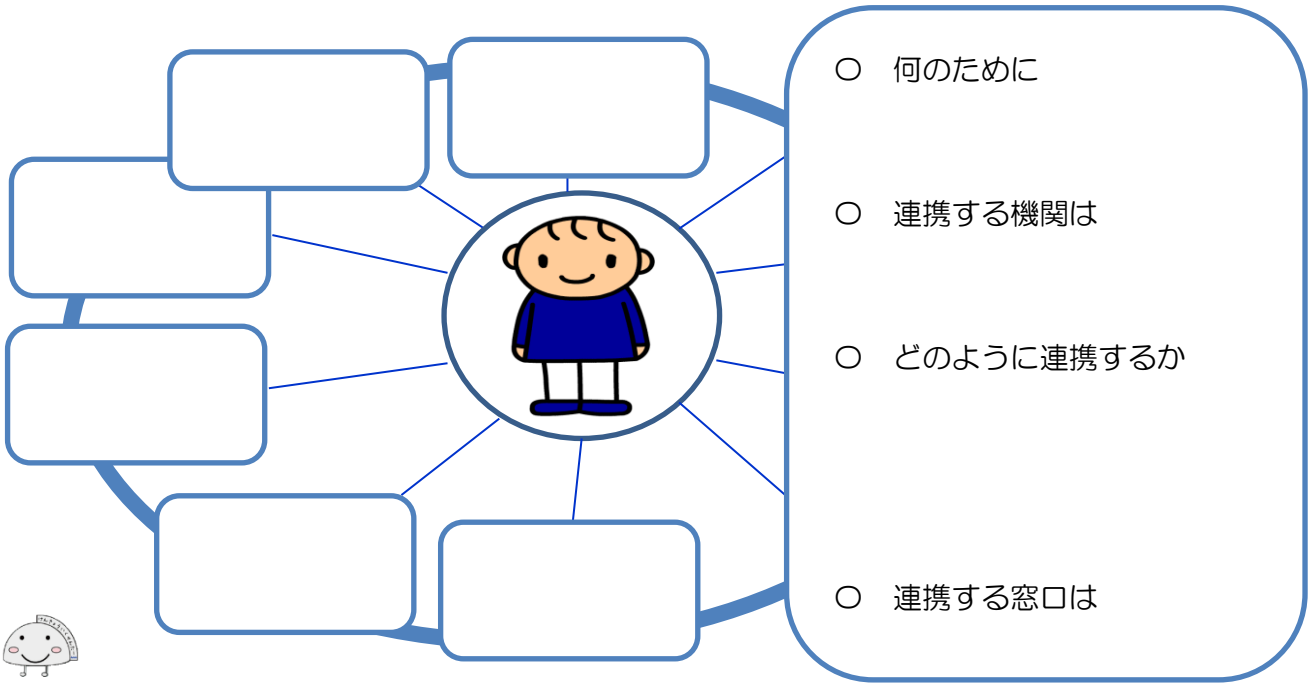

② 学級通信の発行

学級通信を積極的に活用して、児童生徒の活動や学級の様子などを伝えていきましょう。保護者や他の児童生徒、先生方に理解していただく貴重な機会になります。様々な立場の読み手を意識して作成しましょう。

＜作成するときの配慮点＞

□　児童生徒の写真や作品などを掲載してもよいか、保護者の確認を得る。
　＊個人情報の取り扱いについては、学校の取組みに沿って進めていきましょう。
□　誰に配付するのかを明確にして、校内で共通理解を図る。
□　学年主任や管理職の点検を受ける。
□　交流学級の学級通信の一部に支援学級のコーナーを設定する、紙面の構成を毎回同じにするなど作成の方法を工夫し、担任の負担過重にならないように配慮する。
□　特別支援学級の児童生徒に学級通信の内容を説明するなどして、児童生徒の達成感や意欲につながるように活用する。

＜学級通信作成のポイント＞

〇〇学校□□学級　第△号

学級通信のタイトルを児童生徒と一緒に考えたり、タイトルを児童生徒が書いたりすることで、興味を喚起することにつながります。

成長を実感できた校外学習！

先週の校外学習では、・・

一人一人の成長や頑張っている様子を紹介します。児童生徒の感想や作品などを載せると、より伝わりやすくなります。
楽しく、生き生きと学校生活を送っている様子をお知らせできるといいですね。

来週の予定

	月	火	水	木	
1	国語	算数			
2	体育	音楽			

教科等名だけでなく、単元名や学習内容などを記載すると、児童生徒にとって分かりやすくなります。
一人一人の時間割が異なる場合は、表記の仕方を工夫しましょう。（交流の場合は☆マークを付ける⇒☆１年：体育　など）

連絡・おねがい

・来週の図工では、・・

・

日頃、保護者にご協力いただき感謝していること、今後一緒に取り組んでいきたいことなど、担任の思いや情報を伝えましょう。また、保護者や交流学級の担任など、いろいろな方の声なども紹介しましょう。

③ ＰＴＡ活動の運営

保護者との連携を図るために、ＰＴＡ活動があります。実際には、学校全体のＰＴＡ活動、交流学年や交流学級のＰＴＡ活動、特別支援学級で行うＰＴＡ活動などが挙げられます。保護者と担任の連携を図るだけでなく、保護者同士の交流を促すことにもつながります。それぞれのＰＴＡ活動の趣旨を保護者と共有し、実りのある活動にしていきましょう。

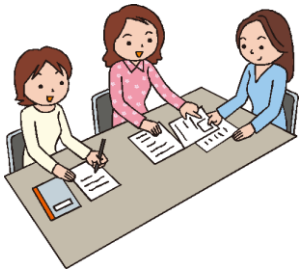

ＰＴＡ活動を通して保護者の方が、
「いろんな先生方に支えられている」
「他の保護者の方とつながることができて安心した」
そんな思いになるように、サポートしていきましょう。

（９）評価と指導のまとめ

① 評価に当たって

学習評価に関する基本的な考え方は、障がいのある児童生徒においても通常の学級と同様です。個々の児童生徒の障がいの状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を行い、観点別学習状況を踏まえた評価を適切に行うことが求められています。

＜観点別学習状況の評価の観点＞

「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」

＜特別支援学校（知的障がい）における各教科の評価について＞

特別支援学校の新学習指導要領においても、小・中・高等学校の各教科と同様に育成を目指す資質・能力の３つの柱で目標及び内容が整理されています。

各教科の学習評価においては、観点別学習状況を踏まえ、端的な文章記述とすることが重要です。

このことを受けて、知的障がい特別支援学級においても、学習評価を文章記述する場合には、各教科の観点別学習状況をしっかりと踏まえる必要があります。

② 指導要録について

指導要録の整理や記入については、学校としての方針を踏まえて進めていくことになります。不明なことがあった場合は、管理職を通して市町村教育委員会に相談しましょう。

＜参　考＞

「小学校　児童指導要録取扱いの手引　令和２年１月　山形県教育委員会」より

令和２年度第２学年以上に在籍する児童については、「指導に関する記録」は新様式を作成し、新・旧様式を整理し保存する。「学籍に関する記録」は、新様式を作成するかどうかを設置者において判断する。

特別支援学級在籍児童の指導要録

「指導に関する記録」については、必要がある場合には、特別支援学校用のものを使用することが望ましい。ただし、知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部児童指導要録の様式を使用する場合、「総合的な学習の時間」「外国語活動」の記録の欄がないため、小学校用の指導要録の様式に記入することとし、２種類の様式を併用することになる。

※　小・中学校ともに、特別支援学級においては、自立活動の指導についても指導要録に記入することになります。

小・中学校用「指導に関する記録」の様式を使用している場合には、「自立活動」の欄がありませんので、次の様式に記入することになります。

・知的障がい特別支援学級

⇒知的障がい特別支援学校の様式２の「自立活動の記録」の欄に記入します。

・弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱、自閉症・情緒障がい特別支援学級

⇒視覚、難聴、肢体不自由、病弱の特別支援学校の様式２の「自立活動の記録」の欄に記入します。

③ 通知表の作成と記入

通知表は、各学校において作成されるものなので、学校の様式や作成上の留意点等を踏まえる必要があります。その上で、特別支援学級においては一人一人の児童生徒に応じた内容で作成することができます。

作成に当たって、どのような様式にするか管理職や関係する先生方と十分に検討し、共通理解を図って進めていくことが必要です。

＜記入する際のポイント例＞

- □　本人や保護者にとって、分かりやすい表現で書く。（専門用語は控え、具体的に）
- □　児童生徒の努力する様子や頑張り、できるようになったことなどが伝わるように書く。
- □　各教科等について、どのような学習内容に取り組んだのか分かりやすく示す。
- □　各教科等にどのように取り組み、現在の達成状況はどれくらいなのか、分かりやすく示す。
- □　交流学習や教科担任が担当する教科等については、どのように記載するか事前に交流学級担任及び教科担任と確認しておく。

学習状況や学校生活の様子については、日頃から保護者に伝え、理解を得られるように心がけましょう。児童生徒が実際にどのような資質・能力を身に付けたのか、保護者や本人の認識とずれが生じないように配慮します。

また、通知表の見方について丁寧に説明することを大切にしましょう。

④　個別の教育支援計画・個別の指導計画の見直し

個別の教育支援計画や個別の指導計画は、各月や学期毎などに見直すことが大切です。支援内容や方法等が適切かどうか、達成状況はどうか、変更が必要なことはないか見直し、改善を図っていきます。見直す際には、関係する先生方と複数の目で見ることで、よりよい改善につながっていきます。記載内容を変更する場合には、追記していくことでどのようにステップを踏んできたのかが分かり、引き継ぐ際に有効になります。

⑤ 次年度への引継ぎ・関係者との連携（年度末）

前ページの③で見直しや改善を図った個別の教育支援計画及び個別の指導計画を、次年度への引継ぎや関係者と連携する際に活用します。

＜引継ぎ・連携に当たって＞

○　関係機関等と、個別の教育支援計画を用いて次年度の支援の方向性や役割分担などを明確にします。
○　関係する先生方等と、個別の指導計画を用いて次年度の目標や指導内容、指導方法の方向性を共有し、具体的な指導や支援につなげていきます。
○　進学や就労の際には、進路先・就労先とどのようなことをどのような方法で引き継ぐのか（個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用する等）、保護者と合意形成を図ります。

校内の先生方や保護者、関係機関等と、年度内に次年度の大まかな取組みについて見通し、共通理解を図っておくことで、次年度のスタートがスムーズになるとともに、切れ目ない支援につながっていきます。

コラム　　特別支援教育にかかわる校長の役割とは

「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制ガイドライン」より
（平成２９年３月　文部科学省）

＜特別支援教育を柱とした学校経営＞

校長は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、学校経営の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた学校内での教育支援体制の整備を推進します。

学校運営上、校長が念頭におくべき事項として、次のような内容が考えられます。
○特別支援教育を学校全体として行うために必要な体制の構築（組織対応）
○特別支援教育に関する教員の専門性の向上（資質向上）
○特別支援教育についての児童等、保護者及び地域への理解啓発（理解推進）
○特別支援教育に関する外部の専門機関等との連携の推進（外部連携）

（10）教科用図書の選定

学校教育法第３４条の規定により、小・中学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければなりませんが、小・中学校の特別支援学級においては、学校教育法附則第９条及び学校教育法施行規則第１３９条の規定に基づき、児童生徒の実態に合った教科用図書を選定し、使用することができます。

特別支援学級の教科用図書は、教育目標や各教科等の指導内容を十分に吟味し、児童生徒一人一人の学習の状況や障がい等に応じて適切なものを準備しましょう。特別の教育課程を編成している特別支援学級では、児童生徒の実態から文部科学省検定教科書を使用して学習を行うことが適当でない場合、他の適切な教科用図書を使用することができます。学年進行に合わせて教科用図書の種類を変更することは可能ですが、本人・保護者と話し合い、十分に検討して合意形成をする必要があります。

＜児童生徒の実態に応じた教科用図書の選定＞

① 文部科学省検定教科書の中から、該当学年のものを選定する。

② 文部科学省検定教科書の中から、該当学年よりも下学年のものを選定する。（中学校で使用する下学年には、小学校用を含む）

③ 文部科学省検定教科書の中に適当なものがない場合、特別支援学校文部科学省著作教科書の中から選定する。

視覚障害者用　「点字版」
聴覚障害者用　小学部「言語指導」　中学部「言語」
知的障害者用　小学部「国語」「算数」「音楽」
　　中学部「国語」「数学」「音楽」　｝通称☆(星)本（下の表参照）

④ 上記①～③の検定教科書及び著作教科書の中に適当なものがない場合、学校教育法附則第９条に規定する教科用図書（絵本等の一般図書）の中から選定する。

※一般図書を使用する場合は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定する。一般図書と検定教科書を同時に無償給与できないので留意する。

＜文部科学省著作教科書　特別支援学校知的障害者用（☆印本）＞

学部	教科名	使用学年	書名	発行者
小学部	国語	第１～６学年	こくご　☆～☆☆☆	東京書籍
	算数	第１～６学年	さんすう　☆～☆☆☆	教育出版
	音楽	第１～６学年	おんがく　☆～☆☆☆	東京書籍
中学部	国語	第１～３学年	国語　☆☆☆☆	東京書籍
	数学	第１～３学年	数学　☆☆☆☆	教育出版
	音楽	第１～３学年	音楽　☆☆☆☆	東京書籍

選定は１教科につき、１教科書です。二重給与があってはいけません。また、教科書の給与履歴を作成し、進級時や進学時に以前選定した教科書と重ならないようにします。

文部科学省の名義を有する教科書（☆印本）の見本は、各地域の指定された教科書展示会場や県教育センターで閲覧することができます。附則第９条に規定する教科用図書（絵本等の一般図書）は県教育センターのみ閲覧可能です。

視覚障がいがある場合は、文部科学省検定教科書に替えて拡大教科書を選定できます。

教科書の選定については、市町村教育委員会にお問い合わせください。

◎　デジタル教科書の使用について

各学校・教育委員会や教師がそれぞれの創意工夫を生かし、児童生徒の学習を充実させたり、教科書の内容への利便性を高めたりするための道具の一つとして学習者用デジタル教科書を活用することができます。

使用にあたっては、通常の紙の教科書を使っていることが基本となります。より一層の効果を上げるために学習者用デジタル教科書を併せて使うことになります。デジタル教科書は有償になるので、市町村教育委員会に相談し、共通理解を図って導入することになります。使用するときは教育委員会に届けを出し、承認を受けることになります。

特別支援教育等における活用例として以下のようなことがあります。

- 視覚障がいのある児童生徒による、拡大機能や音声読み上げ機能の活用
- 発達障がいのある児童生徒による、音声読み上げ機能や、文字の大きさ、背景色、テキストの色、行間・文字間隔の変更機能の活用

詳細につきましては、文部科学省のホームページの「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」を参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/139/houkoku/__icsFiles/afieldfile/2018/12/27/1412207_001.pdf

◎　音声教材について

音声教材は、発達障がい等により、通常の検定教科書では、一般的に使用される文字や図形等を認識することが困難な児童生徒に向けた教材で、パソコンやタブレット等の端末を活用して学習する教材です。

【参照】「音声教材」文部科学省
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/1374019.htm

（11）特別支援教育に係る校内委員会・就学相談

① 校内委員会について

【発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（平成２９年３月文部科学省）】より

【参照】「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm

校長のリーダーシップの下、全校的な教育的支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会（校内委員会）を設置します。校長は、校内委員会を設置し、開催に当たっての手順を明確にした上で、全校的な教育支援体制を確立することが重要です。

特別支援学級の担任は、校内委員会の一員として、特別支援学級の児童生徒や、校内の支援が必要な児童生徒の指導・支援にかかわります。特別支援教育に係る校内委員会に、就学、教育相談、生徒指導等に係る校内委員会等の機能を包括して組織している場合も多いです。就学前から卒業、社会参加まで切れ目なく支援し、学習や生活を充実させることが大切です。

＜特別支援教育に係る校内委員会の役割、支援までの手順＞

- □ 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。
- □ 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。
- □ 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。
- □ 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を、専門家チームに求めるかどうか検討する。
- □ 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。
- □ 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り。
- □ 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催。
- □ その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割。

② 就学相談について

平成２５年９月、就学先の決定手続きに関して「教育支援資料」として取りまとめられています。山形県教育委員会では、「教育支援の手引」を発行しています。

「教育支援委員会」は、既存の就学指導委員会に、早期からの一貫した支援の充実の機能を拡充して設置されています。市町村教育委員会は、この教育支援委員会の助言を参考にして総合的な就学の判断を行います。

就学相談において、特別支援教育に係る校内委員会は、児童生徒本人・保護者・市町村教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うために重要な役割をもっています。

＜就学相談に係る資料（就学先決定に当たっての考え方）＞

障害のある児童生徒の教育に関する基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な視点である。

なお、この場合においては、市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することとなる。その上で、保護者の思いと子供本人の教育的ニーズは、異なることもあり得ることに留意することが必要である。保護者の思いを受け止めるとともに、本人に必要なものは何かを考えていくことが必要であり、そのためには、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞き、共通認識を醸成していくことが重要である。

市町村教育委員会は、保護者への情報提供や相談を十分に行うとともに、保護者の意見を可能な限り尊重した上で子供にとって最も適切な就学先を判断することが必要である。また、就学移行期の個別の教育支援計画の作成・活用を通じ保護者との共通認識を醸成しておくことや、後述する継続的な教育相談・指導を実施することなどにより、適切かつ柔軟できめ細かな対応を行っていくことが求められる。

（「教育支援資料～障害のある子供の就学手続と早期からの一貫した支援の充実～※」
第２編第４章１（２）平成２５年１０月　文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

※「教育支援資料」
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250.htm

（12）特別支援教育に関する相談

具体的な個別の事例（在籍児童生徒への支援の在り方、授業づくりについて等）に対するアドバイスが必要な場合には、特別支援学校の教育相談、県の特別支援巡回相談事業、山形県教育センターの出前サポート等をぜひ活用ください。

ハンドブック　補足資料ｐ９８～９９参照

＜参考となるサイト＞

【全国】

独立行政法人　国立特別支援教育総合研究所
http://www.nise.go.jp/nc/
発達障害教育推進センター
http://icedd_new.nise.go.jp/
インクルーシブ教育システム推進センター
http://www.nise.go.jp/nc/about_nise/inclusive_center
発達障害情報・支援センター
http://www.rehab.go.jp/ddis/
障害福祉サービス等情報検索
https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do
全国手をつなぐ育成会連合会
http://zen-iku.jp/
日本ライトハウス（視覚障がい関係）
http://www.lighthouse.or.jp/
全日本ろうあ連盟
https://www.jfd.or.jp/about/kamei
日本肢体不自由教育研究会
https://www.normanet.ne.jp/~nishiken/index2.html
全国特別支援学校病弱教育校長会
http://www.zentoku.jp/dantai/jyaku/ind11.html
日本自閉症協会
http://www.autism.or.jp/
かんもくネット
http://kanmoku.org/
全国ＬＤ親の会
http://www.jpald.net/kyozaidb.html

【山形県関係】

山形県教育庁　特別支援教育課
https://www.pref.yamagata.jp/ou/kyoiku/700027/
山形県の障がい児・障がい者に関する福祉・医療等の情報
https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/shogai/
山形県聴覚障がい者情報支援センター
http://y-mimi.sakura.ne.jp/index.html
「発達障がい」に関する相談窓口
https://www.pref.yamagata.jp/kenfuku/kosodate/shoni/8090004hattatusyogai-madoguchi.html